

◇森 元 淑 雄 君

○議長（伊藤福章君）次に、11番、森元淑雄君の一般質問を許可いたします。森元淑雄君、登壇願います。

（11番 森元淑雄君 登壇）

○11番（森元淑雄君）通告に従いまして質問をいたしますが、農業部門につきましては私の後ろにはあまたの専門家がたくさんおられて、そんな中での一般質問をいたします。

最初に、集落営農に関連しましての質問であります。集落営農組織は平成18年度は52集落、19年度は59集落、そして今年度は1集落が法人組織に移行したため58集落と、まずは順調に推移してきているところであります。このことは、担い手も含めまして地域農業の維持発展に大きく貢献しているものだと思いますが、今後のあり方につきまして次の4点についてお伺いをいたします。

一つ目として、ことしより新しく始まった水田・畑作経営所得安定対策では、対策の対象となる担い手が将来的に他産業なみの所得を確保し得る農業経営とうたっておりますが、美郷町としては農業所得の目標とする額をどれくらいと見込んでいるのか、また最低これくらいは必要だと思われる額はどれくらいなのか、あわせてお伺いをいたします。

二つ目として、特定農業地利用規模の有効期間が5年となっておりますことから、5年後を目標に法人化に向けて努力したものの、農業生産法人化計画で定めた予定期日までにその達成が困難になった場合には、それまでに受領した交付金の返還は本当に求められないのか、また、返還が求められる場合はあり得るのかをお伺いいたします。

三つ目として、集落営農組織の法人化に際して、農業用機械、施設等を法人化に無償譲渡した場合、譲渡所得税が課税されるか否かをお伺いいたします。

四つ目は、夢プランについてであります。この事業は、土地利用型作物や園芸作物へ取り組むための初期投資の軽減を図る目的で創設された事業であると記憶しております。現行においては、稲作機械等にまで拡大してきております。これは、農家にとっては大変に喜ばしいことであり、将来にわたって元気な担い手を守り育てていく意味におきましても必要な事業であると私は思っております。

しかしながら、ちまたのうわさでは来年は事業がなくなるのではという声が聞こえてきておりますが、来年度もこの事業は継続されるのか、また町のかさ上げ部分についてもどうなるのか、大変気になるところでありますので、その見通しについての見解をお伺いいたします。

次に、農地集積加速化基盤整備についてであります。本事業は担い手農家への農地集積の増加を図るため、従来の面的集積率を一定以上上乘せを要件としており、たしか先ごろの協議会では国55%、県30%予定、町と受益者負担割合が15%となっていたようでありましたが、その後におきまして県の

補助額が決まったのかどうか、また、町ではどのようなスタンスでこの事業に取り組もうとしておられるのか、国や県の事業導入が立地条件等で困難な地域に対してはどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

最後の質問となりますが、美郷町地域防災計画についてであります。昔は災害は忘れたころにやって来ると言われておりましたが、今は忘れる暇もなく、時間と場所にかかわらず、突発的にやってきております。さきの岩手・宮城内陸地震は記憶に新しいところであります。

さて、我が美郷町は多くの褶曲や活断層が南北に発達し、複雑な地質構造を有しておることから、地震時には地すべりの発生が予想されるところであります。その際、多くの方々が避難される避難場所は耐震機能を有し、各設備が整っておる学校が最も有効であるものと考えております。

そこで、この計画における各学校、各施設等はばらばらな数値が出ておりますので、この有効面積と避難計画人数の算定値はどのような基準をもとに出したのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君）ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、集落営農組織の課題とその対応についてですが、集落営農組織の水田経営所得安定対策への加入につきましては、主たる従事者の人数または所得目標を定めることとされております。町では、平成18年3月に定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、計画策定時から5年後の所得目標額を主たる従事者1人当たり360万円以上としているところです。平成19年度から開始された品目横断的経営安定対策では、町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に記載された金額以上の額を集落営農組織の常時従事者1人当たりの所得目標とすることが規定されており、本年度から名称が変更された水田経営所得安定対策においてもその規定が継承されております。その額については、上限下限という認識ではありませんので、最低限という認識は持っておらず、あくまで目標として360万円以上としているところです。

同じく法人化計画につきましても、計画を策定することが水田経営所得安定対策の加入要件となっており、すべての集落営農組織が農林水産大臣に対し法人化計画書を提出しております。国では計画どおり法人化できない場合でも、直ちに交付金の返還につながるものではないという見解を示しており、各集落営農組織にも周知しております。したがって、法人化へ向けて計画を推進した努力など、組織それぞれの事情を勘案するものと現段階では考えております。

いずれ国からは要領要綱などによって具体の許容範囲は明示されておられませんので、お示しするこ

とができないことにご理解をお願いいたします。

また、個人所有の農業機械等が農業法人へ無償で譲渡された場合の取り扱いにつきましては、国税関係部局に確認した結果、資産の時価と簿価との差額によってみなし譲渡益として課税対象となること、譲り受けた農業法人の側も時価を基準に受贈益が発生することで課税の対象となる旨回答を得ております。なお、国の補助事業を利用して導入された機械、施設の農業法人への継承につきましては、適正な事務手続によって補助金返還の必要がなくなることが国から示されておりますので、町担い手育成総合支援協議会を通じて適切な継承の指導に努めているところです。

それから、目指せ“元気な担い手”農業夢プラン応援事業につきましては、農業経営体の複合化、組織化に大きな役割を果たしております。県に対しましては、来年度以降も事業を継続されるよう強く要望しておりますが、県の財政事情等によっては事業内容や名称等の変更もあり得ると考えますので、慎重に推移を見守ってまいります。また、町のかさ上げにつきましても、県の事業体系並びに事業内容によって検討していくものと存じますので、現段階では未定であります。これまでの事業が継続されるのであれば、町としても補助かさ上げの内容については継続したいというように考えております。

次に、農地集積加速化基盤整備事業についてですが、本事業は今年度5月に新たに創設された事業で、これまで国50%の事業費補助だった経営体育成基盤整備事業を、担い手への農地の面的集積を加速化するため中山間地域を対象に国の事業費補助を55%にするもので、実施期間は平成21年度から23年度までとなっております。

現在、美郷町では基盤整備事業を実施中の本堂城回地区、新規採択予定の羽貫谷地地区、大畑地区が本事業の対象予定です。町といたしましては美郷町総合計画に基づき、農地の効率的な活用とあわせ、生産基盤の整備に積極的に取り組むこととしており、継続地区に対してはこれまで同様の率のかさ上げ助成を実施するとともに、新規採択地区に対しては町道整備など社会資本の連携整備を視野に入れ、事業費の7.5%のかさ上げ助成を実施したいと考えており、農家負担の軽減と事業の円滑な推進に努めてまいりたいと存じます。

また、県の助成につきましては、今後県議会で議論、決定されていくものと存じ、現段階でご回答はできません。

また、担い手への農地の面的集積については、県地域振興局担い手班や担い手育成総合支援協議会、農業団体などと連携を図りながら、集積のための調整や農地の情報提供などの支援を強化してまいります。

なお、立地条件等で困難な地域に対する支援策の有無についてですが、本事業では中山間地域が基

本的に対象となりますが、事業の要綱上、美郷町では六郷地区と仙南地区が本事業区域に該当しません。該当しない両地区につきましては、現段階で基盤整備事業への確実な取り組みがありませんので、具体的な取り組みが見えてきた段階で町としての支援内容を検討してまいりたいと考えております。最後に、美郷町地域防災計画についてですが、地域防災計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、町の防災に関して処理すべき業務等を内容として策定されたものです。この計画を基本として災害の発生を未然に防ぎ、また災害が発生した場合において迅速に対処し、被害を最小限に食いとめるためのさまざまな対策を講じることとしております。

ご質問は避難に関する事項についてですが、防災計画では避難勧告、指示の基準の設定、伝達方法、避難場所、避難所の開設について定めております。避難所は大地震等の災害時に町民の生命を守るため、避難のための広場と建物を備えた施設で町内の保育園、幼稚園、小中学校並びに高等学校、公民館、体育館、交流センター、コミュニティーセンター、温泉施設などを指定しております。また、避難場所については、災害の広がりにより、避難所にとどまることができないような場合、また避難所へ避難が困難な地域の一時的な避難場所として比較的大きな公園、広場、競技場、野球場などを指定している状況です。

避難所の収容可能人員の算定に当たっては、通路等の共有スペース分として延べ面積の20%を減じた面積を有効面積として、地震防災対策研究会の市町村地域防災計画策定見直しマニュアルで定めるところによりまして、おおむね3.3平米当たり2人として算出しております。また、避難場所の収容可能人員の算定に当たっては、現在の国土交通省の都市防災構造化対策に関する調査報告書で定めるところにより、おおむね2平米当たり1人として算出しております。町防災計画における避難場所の避難計画人数は上記基準で算定される人数の内数として、近傍の行政区の居住者を基本に設定したものです。今後上記基準で算定される最大避難計画人数に修正してまいりたいと考えております。

また、河川のはんらんや土砂災害を想定し、住民の方々が素早く安全に避難し、被害を最小限に抑えることを目的として被害の想定される区域と被害の程度及び避難所などの情報を地図上に明示した災害ハザードマップを3月に全戸配布する予定ですので、防災や災害時の対応に心がけていただきたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君）再質問ありますか。11番、森元淑雄君の再質問を許可します。

○11番（森元淑雄君）まず初めに、農地集積加速化基盤整備についてであります。これは国の補助率が55、県がまだ未定なようではありますが、仮に30%となった場合は町と受益者が15%で、いわゆる100%となりますが、今まで担い手は町が10%を負担し、受益者も10%負担しておりましたが、この

加速化整備事業につきましてはやはり受益者の方々が一定の集積をかなりのハードルでやっておりますので、10%のところを5%助成をしてはどうかというように思っておりますが、それを2.5%の助成資格、助成率しかどうしてもないのか、そこら辺はどうなのかということ。

それから防災計画についてであります、町長の答弁はまさしくそのとおりであります、いわば行政は被害想定をしており、避難場所は事態想定であります。いずれにしても、自助と共助、これが一番大事ではないのかなと思っておりますが、今後町では地域住民に対して周知の徹底や防災の訓練をしっかりとやっていかれるとは思いますが、それにつきましてもやはり訓練されている方がしっかりと身につけなければ、こういうことはいざとなったときは全然効力をなさないと思われまので、その辺のところもきっちりやっていく方法等ございましたら、もう1回質問をいたしたいと思っております。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君）ただいまの再質問にお答えいたします。

1点目については、要点は町として7.5%の補助率以上の補助ができないのかという趣旨でお答えさせていただきますが、圃場整備は単に農地の区画を整理するだけではなくて、その地域の社会資本全般を見直すいいタイミングでもあります。したがって、町としてはその機会に町道のふぐあいを改修する、あるいは将来において町道の改修すべき箇所があった場合、あわせて改良したいと考えております。そのため、一定地域に投下する公共資本が一定の地域バランスあるいは地域の公平性を勘案した場合に、この圃場整備につきましては新規採択地区については7.5%にしたいという考えでありますので、どうかご理解をお願いいたします。

また、2点目の災害時の避難についての質問の趣旨については、いかに住民に災害時にきちんとした対応ができるような訓練を施すのかという趣旨と認識し、お答えいたしますが、現在まちづくり交付金事業の中で防災体制の強化に取り組んでいるところです。その中で、自主防災組織を立ち上げ、災害時においてまさに自助、共助の部分が強化されるような方向性を持って今現在取り組んでいる最中ですので、今後自主防災組織が立ち上がった後に、地域において、あるいは自主防災組織においての災害時の対応を想定した訓練等についても実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤福章君）11番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

これで11番、森元淑雄君の一般質問を終わります。